

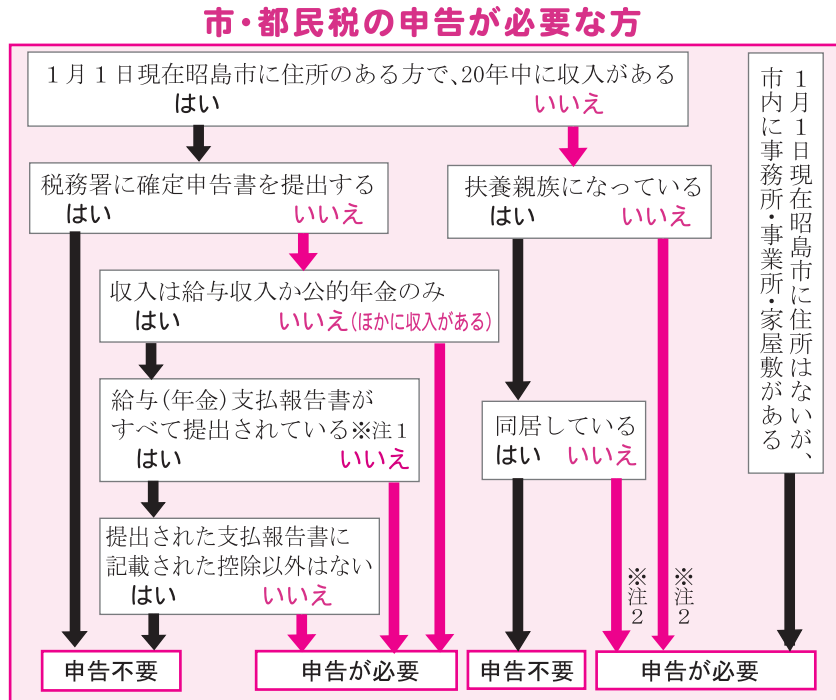
2月16日(月)から

市・都民税、所得税の申告の受け付けを開始

市・都民税の申告は市役所へ
※詳しくは、市民税係へ。

市・都民税の申告が必要な方

左の図を参考に、該当する方は
申告をしてください。



※注1 給与支払報告書が提出されているかどうかの確認は給与支払者にしてください。
※注2 非課税証明書の発行や国民健康保険などの資料にします。

①市・都民税申告書と印鑑
前年度に市・都民税の申告書を

提出いただいた方などには、申告書の用紙を1月末に発送しますが、届かない場合は連絡してください。用紙は、市役所市民税係東部出張所、あいぼっく、武蔵野会館にあります。

②昨年中の所得(収入)がわかる書類

▽給与・年金などの所得がある方
▽源泉徴収票・給与(年金)等支払報告書・給与証明書など

▽給与所得以外の方
▽収入や必要経費を確認できる書類や収支明細書など

③昨年中に支払われた各種控除に関する書類

▽社会保険料(国民健康保険、国民年金など)・生命保険料・地震保険料、個人年金などの支払証明書または領収書
▽雑損控除・医療費控除・寄附金控除を受ける方
▽領収書など
▽障害者控除を受ける方
▽障害の内容を証明する書類(身体障害者手帳など)

▽配偶者特別控除を受ける方
▽配偶者の昨年中の所得がわかる書類
申告受け付け・相談など
5ページの表をご覧ください。
申告書は郵送でも受け付けます

次の場合は、郵送でも受け付けます。申告書と必要書類を同封書

市・都民税平成21年度の主な税制改正の内容

【市・都民税の寄附金税制】

所得控除方式が税額控除方式に改正され、控除対象限度額が、

総所得金額等の30%(改正前25%)に引き上げられました。また、

適用限度額は5000円(改正前10万円)に引き下げられました。

【ふるさと納税】

「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という声にこたえ、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。都道府県・市区町村に対する寄附金の5000円を超える部分について、市・都民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

【ふるさと納税】

「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という声にこたえ、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。都道府県・市区町村に対する寄附金の5000円を超える部分について、市・都民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

【ふるさと納税】

「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という声にこたえ、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。都道府県・市区町村に対する寄附金の5000円を超える部分について、市・都民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

【ふるさと納税】

「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という声にこたえ、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。都道府県・市区町村に対する寄附金の5000円を超える部分について、市・都民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

【ふるさと納税】

「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という声にこたえ、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。都道府県・市区町村に対する寄附金の5000円を超える部分について、市・都民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

【ふるさと納税】

「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という声にこたえ、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。都道府県・市区町村に対する寄附金の5000円を超える部分について、市・都民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

【ふるさと納税】

「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という声にこたえ、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。都道府県・市区町村に対する寄附金の5000円を超える部分について、市・都民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

【ふるさと納税】

「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」という声にこたえ、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。都道府県・市区町村に対する寄附金の5000円を超える部分について、市・都民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

所得税の申告は立川税務署へ

確定申告書は自分で書いて早めに提出を
※詳しくは、立川税務署 ☎523 1181へ。

確定申告が必要な方

*事業所得や不動産所得がある方で、昨年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額が配当控除の額を超える方

*給与所得があり、次のいずれかに該当する方
▽給与収入額が2000万円を超える

▽給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える
▽給与の支払いを2か所以上から受けている方で、年末調整されなかった給与などの収入金額と給与所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える

*土地、家屋やゴルフ会員権などを譲渡した方 など
所得税が還付されます
確定申告をする必要のない給与所得者でも、平成20年中に次のような理由で申告することに

より、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。それぞれ還付に必要な証明書を添付して申告してください。

*ローンなどで住宅を取得した
*多額の医療費を支払った
*年の途中で退職した
*市区町村などに5000円を超える寄附をした など

申告書と必要書類を同封し、3月16日(必着)までに〒190-8565 立川税務署へ郵送してください。申告書の「控」が必要な場合は、ボールペンで記入した控と、あて先を記入し切手をはった返信用封筒を同封してください。

申告書は郵送でも受け付けます
下の表をご覧ください。

国税庁ホームページで確定申告書などの作成ができます
詳しくは、国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jpをご覧ください。

詳しくは、国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jpをご覧ください。

詳しくは、国税庁ホームページ

市・都民税申告、所得税申告の受け付けと相談

※黒ボールペン・電卓をお持ちください。

申告・相談	日時	場所	注意
市民税・都民税申告	受け付け	2月16日(月)～3月6日(金)の午前9時～午後5時(土曜・日曜日を除く)	市役所 102会議室
	出張相談	3月9日(月)～16日(月)の午前9時～午後5時(土曜・日曜日を除く)	市役所 市民ホール
		2月24日(火)の午前9時～午後4時	武蔵野会館
		2月25日(水)の午前9時～午後4時 2月26日(木)の午前9時～午後4時	玉川会館 あいぼっく
	夜間受け付け	3月12日(木)・13日(金)の午後5時30分～7時30分	市役所 課税課
休日受け付け	3月14日(土)・15日(日)の午前9時～午後4時	市役所 市民ホール	
年金受給者の方への申告指導相談会(東京税理士協同組合)	2月9日(月) ▽午前9時30分～正午(11時まで受け付け) ▽午後1時～4時(3時30分まで受け付け)	市役所 市民ホール	☆作成した確定申告書は当日提出できますので必要書類をお持ちください。 ☆混雑時は早めに受け付けを終了する場合があります。 ☆譲渡・相続・贈与関係の相談は行いません。 ☆税理士会が行う申告相談会では、高額所得者や相談内容が複雑な方の相談は受けません。
所得税・個人事業税及び住民税共同申告相談会	2月10日(火)の午前9時30分～正午(11時まで受け付け)		
年金受給者の方のための申告書作成相談会	2月9日(月)の午後1時～4時		
税理士会が行う小規模納税者のための無料申告相談会 ※年金受給者・給与所得者の還付申告相談も実施	2月16日(月)～20日(金) ▽午前9時30分～正午(11時まで受け付け) ▽午後1時～4時(3時30分まで受け付け)	大盛屋ビル(立川市高松町2-16-13)	☆正午～午後1時は、作成済み申告書の受け付けと確定申告用紙の配付のみ行います。 ☆3月31日まで立川税務署での作成はできません。 ☆駐車場はありません。
所得税の確定申告(確定申告書作成・提出会場)	2月16日(月)～3月16日(月)の午前9時～午後5時(土曜・日曜日を除く)		
休日開設	2月22日(日)、3月1日(日)の午前9時～午後4時		